

平成29年9月27日

2年生保護者様

石川県立宝達高等学校
保健室

平成29年度 北海道修学旅行中の健康保険証について

秋冷の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、修学旅行が近づいてまいりました。旅行中は生徒の健康状態を正しく把握し、事故防止を初め、健康安全指導に万全を期したいと考えております。急な体調不良やけがにより医療機関を受診する可能性に備え、健康保険証の原本(コピー不可)をお子様に必ず持たせてください。

また、各市町の「子ども医療費助成制度」は県外の医療機関では使用できません。学校等のけが(修学旅行中の病気・けが含む)の対象となる独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付(入学時に加入済)での申請となります。ご注意ください。

記

旅行中の医療機関を受診する際の手順

お子様からの申し出により、経過観察または医療機関受診の必要性を検討します。

保護者様に受診についてのご相談を電話にてさせていただきます。

受診する場合、医療費が支払い可能範囲であればお子様にその場でお支払いいただきます。万が一、精密検査等が必要な場合には金額が大きくなるため、医療機関より振込用紙を受け取り、帰宅後に保護者様にお支払いいただくこととなります。

医療費のお支払いが終了次第、上記にありました日本スポーツ振興センター給付手続きのご案内をさせていただきます。